

名古屋港飛島ふ頭R1岸壁供用式典を開催いたしました

11月26日に国土交通省中部地方整備局、名古屋港管理組合及び当社は、10月1日より供用を開始した飛島ふ頭NCBコンテナターミナルR1岸壁の供用式典を開催いたしました。

これまでのR1岸壁では、全長300m以上の船舶は着岸できませんでしたが、新たなR1岸壁の供用によって、隣接する飛島ふ頭南コンテナターミナル93号岸壁との連続バースの運用で最大全長399mまでの大型コンテナ船の着岸も可能となります。

引き続き、名古屋港背後圏に立地する基幹産業の国際競争力強化のため、R1岸壁に隣接するR2岸壁についても早期整備に向けて取り組んでまいります。

